

常任委員会年間活動計画作成について

1 部局所管事項概要調査

- 5月25日（火） 健康福祉病院常任委員会
県土整備企業常任委員会
- 5月26日（水） 生活文化環境森林常任委員会
政策総務常任委員会
- 5月27日（木） 教育警察常任委員会
防災農水商工常任委員会

2 年間活動計画について協議

- (1) 部局の所管事項概要説明を踏まえ、重点調査項目を選定する。
- (2) 重点項目について、いつ頃、どのような方法（例：執行部説明、参考人招致、県内外調査、委員間での議論など）で調査を行うか協議する。
- (3) 県内外調査の日程、調査したい項目について協議する。

※参考：年間活動計画書

※委員会が活動していく中で、年間活動計画に変更が生じた場合は、その都度、年間活動計画の修正を委員会で協議する。

3 年間活動計画書の作成

2での議論を踏まえ、正副委員長が年間活動計画書を作成し、委員に配付する。

(案)

資料2

1 所管調査事項

- (1) 危機管理の推進について
- (2) 防災対策の推進について
- (3) 農業の振興対策について
- (4) 水産業の振興対策について
- (5) 商工業の振興対策について
- (6) 中小企業の育成対策について
- (7) 観光の振興対策について
- (8) 科学技術の振興について

2 重点調査項目

- (1) について
- (2) について
- (3) について

3 活動計画表

重点調査項目	平成22年 5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	平成23年 1月	2月	3月	4月
(1) について (2) について (3) について <調査方法> ○当局から説明聴取 ○参考人招致 ○県内外調査 ○委員間討議 など	常任委員会 所管事項説明 (27日)	常任委員会 所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (21,23日)		県内調査	県外調査 (8～10日)	常任委員会 議案、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (4,6日)	予決分科会 認定議案 平成21年度 歳入歳出決算 認定、所管事項の調査(当初 予算編成に向けての基本的な 考え方) (4日)	常任委員会 議案、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等 (9,13日)			常任委員会 議案、所管事項の調査等 予決分科会 補正予算等	
執行部の主な予定		県政報告書 (案)			次期戦略計画 (素案)			次期戦略計画 (中間案)		当初予算案		

4 県内外調査について

(1) 県内調査

- 8月○日 ○○の取組等の調査を行う。
- 8月○日 ○○の取組等の調査を行う。

※ 必要に応じて少人数の委員による委員派遣（県内調査）を実施する。

(2) 県外調査

- 9月8日～10日（2泊3日以内） 重点調査項目を中心として、他県の先進的な取組について調査を行う。